

東温市中小零細企業賃上げ応援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰など厳しい経済状況の中、従業員の賃上げに取り組む市内の中小零細企業を支援し、市内企業の事業継続、雇用の安定及び地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において東温市中小零細企業賃上げ応援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、東温市補助金等交付規則（平成22年東温市規則第23号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成22年東温市告示第94号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小零細企業等 次に掲げる者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時雇用する従業員の数が100人以下の者

ウ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等（医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人以外の医療法人を含む。）

エ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人を含む。）

(2) 賃上げ 中小零細企業等が雇用する労働者の基本給単価を引き上げることという。

(3) 基本給単価 労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当

を除いた基本給を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものとする。

- (4) 賃上げ率 賃金の引上げ前後の基本給単価を比較して得られる割合をいい、次の算定式により算出するものとする。賃上げ率 = (引上げ後基本給単価 - 引上げ前基本給単価) ÷ 引上げ前基本給単価 × 100
- (5) 正規雇用労働者 期間の定めのない労働契約により雇用される労働者であって、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険の被保険者である者をいう。
- (6) 非正規雇用労働者 前号の正規雇用労働者以外の者であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の被保険者（週の所定労働時間が20時間以上の者）である者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものであって、今後も事業を継続する意思がある中小零細企業等とする。

- (1) 市内に本店又は主たる事業所を有する法人、協同組合等
- (2) 市内に事業所及び住所がある個人事業主
- (3) 市税等を滞納していない者

(交付対象者とならない者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者から除外する。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者又は3分の2以上を複数の大企業が所有している者
- (2) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- (3) 国、地方公共団体その他の公共団体から継続的な財政的援助等を受けている者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業（同条第1項第1号及び第5号に規定する営業を除く。）を行う者

(5) 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者

(6) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体

(7) その他市長が不相当と認める者

（対象従業員）

第5条 奨励金の交付対象となる従業員（以下「対象従業員」という。）は、次条の期間中において基本給単価が引き上げられた正規雇用労働者又は非正規雇用労働者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 賃金が当該賃金の支給日時点における最低賃金の額を上回っていること。

(2) 支給されている手当等を合理的な理由なく減額されていないこと。

（交付要件等）

第6条 奨励金は、令和7年9月1日から令和8年8月31日までの間に対象従業員に対し賃上げを実施し、引上げ後の基本給単価により算定した最初の賃金を支給した交付対象者に対し交付する。

（奨励金の額等）

第7条 奨励金の額は、対象従業員1人につき、雇用形態及び賃上げ率に応じた次の表に掲げる額とする。

雇用形態	賃上げ率	交付額（1人当たり）
正規雇用労働者	2.5%以上	50,000円
	1.5%以上 2.5%未満	30,000円
非正規雇用労働者	8.0%以上	50,000円
	5.0%以上 8.0%未満	30,000円

2 奨励金は、交付対象者1人につき50万円を上限とし、交付回数は1回までとする。

(交付申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、東温市中小零細企業賃上げ応援奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し、個人事業主にあつては本人確認書類の写し等(所在地又は住所を確認できる書類)

(2) 賃上げ率算定表(様式第2号)

(3) 誓約書(様式第3号)

(4) 対象従業員の労働条件通知書又は雇用契約書の写し

(5) 対象従業員に係る賃金台帳その他賃上げ前後における基本給単価が確認できる書類の写し

(6) 対象従業員が非正規雇用労働者であるときは、当該従業員に係る雇用保険加入証明書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請期間内であっても予算の上限に達したときは、先着順とし、受付を終了するものとする。

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、東温市中小零細企業賃上げ応援奨励金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知し、奨励金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、奨励金の不交付を決定したときは、東温市中小零細企業賃上げ応援奨励金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請又は不正な手段によって交付を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(公表)

第11条 市長は、前条第1項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、当該取消しを受けた者の名称、所在地、取消しの理由その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

(書類の保管)

第12条 奨励金の交付を受けた者は、奨励金に係る関係書類を整備し、交付決定の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条の規定による交付決定を受けた事業については、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第9条関係)